

見守りボランティア弁当（奈留）事業実施要綱

（目的）

第1条 在宅で生活する虚弱な独居高齢者であって見守りを希望する方々へ、ボランティアが調理したお弁当をボランティアが見守りを兼ねて配達し、在宅福祉の向上とボランティアのまちづくりに資することを目的とする。

（事業主体）

第2条 事業の実施主体は五島市社会福祉協議会奈留支所(以下「奈留支所」という。)とする。

（実施地域）

第3条 事業の実施地域は奈留町の区域とする。

（対象者）

第4条 事業の対象者は次に掲げる者とする。

- （1）おおむね65歳以上の虚弱な独居者で見守りを希望する者

（利用方法）

第5条 事業を利用する場合には、見守りボランティア弁当申込書に所要事項を記入して年度ごとに奈留支所に提出しなければならない。

（費用負担）

第6条 事業を利用する場合の費用負担額は1食300円とし、その都度徴収する。

（雑則）

第7条 この要綱の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 令和4年4月1日から適用する。